

届出が必要な加算等及び添付書類(通所型サービス)

- ・加算の算定要件については、厚生労働省告示等に示されていますので、ご確認ください。
- ・第1号支給費算定に係る体制等に関する届出書(別紙50)及び第1号支給費算定に係る体制状況一覧表(別紙1-4)の他に次の添付書類を提出してください。

届出が必要な加算等	添付書類	既存事業所における届出状況別の取扱い
職員の欠員による減算の状況		
高齢者虐待防止措置実施の有無		届出がない場合は「1.減算型」とみなす。
業務継続計画策定の有無		届出がない場合は「1.減算型」とみなす。
若年性認知症利用者受入加算		
生活機能向上グループ活動加算		
栄養アセスメント・栄養改善体制		
口腔機能向上加算		
一体的サービス提供加算		新設
サービス提供体制強化加算	・サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙14-7)	
生活機能向上連携加算	・連携体制が確認できる書類	
科学的介護推進体制加算		
介護職員処遇改善加算		
介護職員等特定処遇改善加算	※ホームページを参照	
ベースアップ等支援加算		
LIFEへの登録		
割引	・指定居宅サービス事業所者等による介護給付の割引に係る割引率の設定について(別紙51)	

空欄の箇所については、令和6年3月の情報を引き継ぎます。